

## 令和5年4月（第1回）経営協議会（持ち回り）議事要旨

日 時 令和5年4月17日（月）～4月21日（金）

回答者数 15 / 15

### 1 審議事項

#### （1）諸規則の改正について 【資料1】

- ①国立大学法人岡山大学管理学則
- ②国立大学法人岡山大学役員規則
- ③岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則
- ④国立大学法人岡山大学役員会規則
- ⑤国立大学法人岡山大学経営協議会規則
- ⑥国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則
- ⑦国立大学法人岡山大学職員給与規則

持ち回り審議の結果、資料1のとおり改正することについて、回答者の過半数の可決により承認された。なお、委員から一部修正意見があり、修正を行ったうえ、役員会で審議することとなった。

#### 委員からの意見

##### ②国立大学法人岡山大学役員規則

第8条第2項「第5条第1項第4号の業務を担当する理事は、学長が医療法（昭和23年法律第205号）に基づき選任する岡山大学病院長をもって、学長が任命する。」 → 下線部を「第6号」に修正

##### ③岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則

今回提供された資料からは第3条1項「学長が別に定める公務」の「別に定める」がいかなる規程を指しているのか不明、第3条2項「上席副学長」の設置の趣旨、職務及び権限が不明である。

③岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則第4条第1項及び②国立大学法人岡山大学役員規則第8条

副学長については、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究及び大学運営活動を適切かつ効果的に運営することができる者のうちから」、理事については、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから」と規定することの説明が困難であり、理事と副学長の規定の整合性を図ることが望まれる。

④国立大学法人岡山大学役員会規則

第6条第2項「役員会の議事において議決を行うときは、出席した役員（監事を除く。）の4分の3以上をもって議決する。」→下線部を「決する」に修正

⑥国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則

新旧対照表では第7条が「評議会は」と記載すべきところが「協議会は」と誤記になっていることを念のため指摘する。

○その他

岡山大学経営協議会規則に根拠規程がないにも関わらず、今回、書面による持ち回り決議が行われることについては、手続上疑念が生じうる。緊急性が認められる場合、正式な招集手続を実施することが困難な場合があり得ることは理解するが、今般の規則改正にどこまでの緊急性が認められるかは疑問が残る。

規程に遡及効を認めることは原則として謹むべきである。

以 上